
今月のテーマ **確定拠出年金制度の改正**

日本の年金制度は3階建てと言われています。1階部分が国民年金、2階部分が厚生年金、3階部分が確定給付企業年金や確定拠出年金という構成です。特に確定拠出年金は日本版 401kと呼ばれ、平成13年に導入、昨年5月に改正、今年の1月から施行されています。今回は改正後の確定拠出年金について、改正の内容と税金との関係に注目してご紹介いたします。

1. 確定拠出年金とは

確定拠出年金(DC)は他の確定給付年金と異なり、加入者本人が運用することになるため、将来受け取る年金の額は運用の結果次第で変わってきます。また加入者本人が掛金を拠出(支払)する個人型 DC(iDeCo)と退職金制度の一環として会社が掛金を拠出する企業型 DC に区分されますが、どちらも運用指図は加入者本人が行う点は同じです。

2. 改正の内容

今回の改正より、公務員や専業主婦、勤め先に企業年金があるが DC が導入されていない社員が新たに加入対象者となりました。専業主婦の場合、所得がないため加入者本人について後述の節税のメリットはありませんが、老後の資産形成の手段が一つ増えたと言えます。

	改正前	改正後
加入対象者	20歳以上60歳未満の自営業者や企業型DCの実施企業に勤務する60歳未満の従業員	左記の対象者のほか、①60歳未満の公務員や私学共済制度の加入者、②厚生年金基金等はあるが企業型DCはない企業の60歳未満の従業員、③いわゆる第3号被保険者である専業主婦が追加
拠出限度額	自営業者は月額68,000円、企業型DC実施企業に勤務する従業員は月額12,000円(一定の場合は20,000円)	左記のほか、上記①の加入者は月額12,000円、②および③の加入者は月額23,000円

3. 税制との関係

確定拠出年金制度は税制面で優遇されています。拠出した掛金は法人税または所得税の節税に効果があり、運用から生じた収益は非課税となります。そして加入者が年金を受給する時にも、公的年金と同様に有利な課税方法となります。

なお、原則的には積立てられた年金資産に対して特別法人税が課税され、運用益を減らす要因となりますが、現時点では平成31年度まで凍結されています。

	企業型DC	個人型DC(iDeCo)
拠出時	全額損金(費用)となる	全額が社会保険料控除の対象となる
運用時	企業側に対する課税はない	運用による収益は非課税
給付時		年金として受給・・・公的年金として課税 一時金として受給・・・退職所得として課税

4. 加入による節税効果

例えば、DC が導入されていない社員が満額の月額 23,000 円(年額 276,000 円)の DC に加入した場合は以下のとおりの節税額になります。

給与収入額	800万円	700万円	600万円	500万円	400万円	300万円	200万円
DC加入した場合の所得・住民税額	103万円	59万円	45万円	32万円	21万円	12万円	4万円
加入したことによる所得・住民税の節税額(A)	8万円	8万円	6万円	6万円	4万円	4万円	4万円
実際負担保険料(年額-A)	19万円	19万円	22万円	22万円	23万円	23万円	23万円

5. 注意点

確定拠出年金制度には、①投資リスクを各加入者が負うことになるため、掛金の運用に対する一定の知識が必要であること、②厳しい条件をクリアしないと、60歳までに中途解約ができないこと、などの注意点がありますので加入の可否には慎重な判断が必要と思われます。